

大和市告示第131号

大和市社会体育大会出場選手等奨励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年7月23日

大和市長 古谷田 力

大和市社会体育大会出場選手等奨励金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市社会体育大会出場選手等奨励金交付要綱（平成24年大和市告示第146号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「大和市教育委員会が所掌する事項にかかる補助金交付事業に関する要綱」を「大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付等事業に関する要綱」に、「大和市立小中学校課外活動派遣費支給事業」を「大和市立中学校課外活動派遣費支給事業」に改める。

第4条第1項中「もの」を「個人又は団体の代表者（以下「申請者」という。）」に、「次の日」を「翌日」に改め、同条第3項中「は」の次に「、交付対象者につき」を加える。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。